

西東京市健康応援団事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、第2次西東京市健康づくり推進プラン（平成25年3月策定）及び西東京市健康都市宣言（平成23年8月策定）の理念に沿った活動（以下「健康応援活動」という。）を市内において行っている事業者又は団体を西東京市健康応援団（以下「健康応援団」という。）として登録し、その健康応援活動を市が支援することにより、市民の主体的な健康づくりを推進することを目的とする。

第2 定義

この要綱において「健康応援団」とは、健康応援活動を市内で行っている事業者又は団体であって、この要綱の定めるところにより、市の登録を受けたものをいう。

2 この要綱において「団体」とは、公共性のある地域団体のほか、複数の者により活動するクラブ、サークル等のグループをいう。

第3 市の役割

市は、次に掲げる事業を行うことにより、健康応援団を支援する。

- (1) 健康応援団が行う健康応援活動を市民に周知する事業
- (2) 健康応援団が行う健康応援活動への市民の参加を促進する事業
- (3) 健康応援団が行う健康応援活動の拡充を図る事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第4 健康応援団の役割等

健康応援団は、健康応援活動を通じ、市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、市が行う健康づくりの施策に協力するものとする。

2 健康応援団は、健康応援活動を行うに当たり「西東京市健康応援団」の名称を使用することができる。ただし、健康応援活動以外の活動（商品の販売、健康応援活動と関係のない集会等）を行う場合は、これを使用してはならない。

第5 登録

健康応援団の登録を受けようとするものは、西東京市健康応援団登録申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みがあった場合は、その内容を審査し、第6に規定する登録基準を満たすと認めるときは、健康応援団として登録するものとする。

第6 登録基準

健康応援団は、公共性及び公益性が高く、地域社会への貢献が期待できる活動を行っている事業者又は団体であって、別表に定める健康応援活動のいずれかを行い、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で健康応援活動をしていること。
- (2) 事業者又は団体が提供する商品、情報、サービス等の信頼性・安全性が損なわれていないこと。
- (3) 事業者又は団体の活動が法令及び公序良俗に反していないこと。

- (4) 特定の宗教又は特定の教義の普及を目的とする活動をしていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とする活動をしていないこと。

第7 登録証の交付等

市長は、第5第2項の規定により健康応援団の登録をしたときは、当該健康応援団に西東京市健康応援団登録証その他市長が必要と認めるものを交付する。

- 2 市長は、第5第2項の規定により健康応援団の登録をしたときは、当該健康応援団の健康応援活動等の内容を市のホームページ等において公表するものとする。

第8 登録の変更又は辞退

第5第2項の規定により登録された健康応援団の代表者は、当該健康応援団の登録の内容を変更し、又は登録を辞退しようとするときは、速やかに市長に届け出るものとする。

第9 登録の取消し

市長は、健康応援団が次の各号のいずれかに該当するときは、健康応援団の登録を取り消すことができる。

- (1) 健康応援団の登録の辞退を申し出たとき。
- (2) 市民の健康を害するおそれのある活動を行っているとき。
- (3) 市民の信頼を損なう行為があったとき。
- (4) 第6に規定する登録基準を満たしていないとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、健康応援団としてふさわしくないと市長が認めたとき。

第10 健康応援団長等

市長は、健康応援団に係る事業への助言等を求めるため、健康応援団長及び副団長を任命するものとする。

第11 事務局

健康応援団に係る事業の登録事務等処理するため、市民部健康課に事務局を置く。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、健康応援団に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

別表（第6 関係）

| 健康応援活動 | 健康応援活動の内容 |
|---------|--|
| 健康把握 | 健康状態を知り、快適な生活を送るための取組で、市長が別に定める基準に該当するもの |
| 食・栄養 | 食生活を楽しむこと、又は食に関する知識を得る機会を提供する取組で、市長が別に定める基準に該当するもの |
| 運動・スポーツ | 運動・スポーツを生活習慣とする機会の提供をする取組で、市長が別に定める基準に該当するもの |
| こころ・休養 | 休養をとることの必要性のほか、心穏やかな生活を送ることに対する啓発活動等の取組で、市長が別に定める基準に該当するもの |
| 学び・創造 | 健康に関する知識・情報を学ぶ機会を提供する取組で、市長が別に定める基準に該当するもの |
| その他 | 市民が主体的な健康づくりに取り組むための支援 |